

第1回自治基本条例に関する小委員会会議録

日時：平成16年1月15日(木)

午後3時50分から

会場：上越市厚生南会館中会議室

区分	市町村名	役職名	氏名
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会副議長	田村恒夫
	安塚町	安塚町議会議員	志賀賢一
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎
	牧村	牧村議会議員	太田修
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一
	中郷村	中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川正尊
	板倉町	板倉町議会議員	武藤和男
	清里村	清里村議会副議長	中村良平
	三和村	三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣健一
	名立町	名立町議会副議長	秦野兵司
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市連合婦人会会長	保坂いよ子
	安塚町	雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島敬子
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉
	大島村	大島村商工会会長	武田一也
	牧村	牧村住民会議準備会委員	金井純
	柿崎町	柿崎地区区長会長	佐藤洋一
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則
	頸城村	頸城村主任児童委員	松縄武女
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男
	中郷村	中郷村商工会会長	塚原登
	板倉町	板倉町商工会事務局長	田中幹夫
	清里村	清里村商工会会長	武田和信
	三和村	三和村合併推進協議会委員	石塚賢
	名立町	名立町市町村合併審議会委員	塚田新平
共通	上越青年会議所直前理事長	山岸孝博	

議 題

- 1 委員長、副委員長の選出
- 2 審議内容の説明
 - (1) 自治基本条例について

3 審議

(1) 審議スケジュールについて

(2) 審議内容について

4 その他

午後3時50分 開会

○野澤朗事務局次長 こちら自治基本条例に関します小委員会でございます。大変資料錯綜いたしますので、事務局の方で小委員会につきましてはファイルを用意させていただきました。今後お配りします資料、穴をあけてお配りしますんで、そこにとじ込んでいただければというふうに思っております。それぞれの委員のお名前につきましては、お手元、名簿が行っているかと思えます。Aグループ、Bグループに分かれる中で、Aグループのこれ下側でございます自治基本条例、左の下の方にございます。このメンバーでやらせていただきたいというふうに思っております。

まず、この自治基本条例でございますけども、合併協議の協定項目ではございません。しかしながら、非常に準備会の時点から重要なテーマとしてご議論いただいていたものでございますし、今回議論の枠組みが明らかになったところで、このような小委員会の中でご議論いただくということで進んでいくものでございます。合併協議、何かと立場の違い等々もあって、いろいろなご議論になってきております。この自治基本条例の小委員会におきましては、一つのものをつくり上げていく場でございます。さまざまなご議論の中でよりよいものをつくることができますようにご協力、ご支援よろしくお願ひしたいと思っております。

紹介おくれました私事務局次長、上越市の合併推進課長、野澤でございます。この小委員会、担当させていただきますので、最後までよろしくお願ひいたします。

○

1 委員長、副委員長の選出

○野澤朗事務局次長 それでは、きょうのお仕事のまず最初でございますが、委員長さん、副委員長さんということを決めさせていただいた中で審議を始めさせていただきたいと思えます。自薦、他薦がもしおありであればお手を挙げてご発言させていただきたいと思えます。もしあれであれば、こちら側でまたお話をさせていただきますが、皆様方、いかがでございますでしょうか。事務局の方でご提案させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野澤朗事務局次長 事務局の方といたしましては、五つの委員会の共通的な考え方といたしまして、共通の学識者でお入りになっている委員の方から委員長をおやりいただいたらいかがかということを考えております。そういう点から申し上げますと、本委員会、JCの直前理事長ということで山岸様ご出席でございます。山岸様を委員長ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

それから、副委員長につきましては、各地域それぞれ五つ小委員会ございまして、それぞれの地域の代表の方をできるだけということございまして、本委員会におきましては大島村の住民代表の武田様にお願ひできればということで考えておりましたが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野澤朗事務局次長 それでは、委員長さん、副委員長さん、委員長席、副委員長席の方にご移動いただければと思うところでございます。よろしくお願ひいたします。

武田一也副委員長 体調に自信がないので、今回は辞退させていただきたいのですが・・・

○野澤朗事務局次長 わかりました。事務局も全面バックアップしますんで、今せっかくお立ちになりましたんで、そのまま前の方まで歩いていただければよろしいんでございますが、どうでしょうか。

どうぞ、前の方まで、済みません。何か無理言って済みません。じゃ、どうぞ前の方に、武田さん、お進みください。済みません、恐縮でございます。

なお、本会も小委員会規程によりまして議事録を残すというルールになってございます。本来であればこのような部屋、マイク必要ないわけでございますが、このマイクを使っておりますのは録音をいたしましてテープを起こす作業の必要上マイクを使わせていただいております。したがって、ご発言の際若干ちょっとマイク持っていくまでご発言お控えいただきまして、マイクにしっかりと言葉を残していただき、議事録に言葉を残させていただきたいと思っておりますので、その辺ご協力をお願いいたします。

それでは、委員長さん、副委員長さん選んでいただきましたので、お二人から簡単に自己紹介、山岸さんの方からまずお願いいたします。

○山岸孝博委員長 それでは、事務局の方からご指名ということでございますので、委員長の方務めさせていただきます山岸孝博と申します。上越青年会議所の昨年度の理事長を務めさせていただきました。上越青年会議所は1月から12月までが任期ということでございまして、1月からは新しい福島君という理事長がやっておるわけですが、そんな中で前半ずっと私が出ていたという性格上、最後までというふうなお話もございまして当合併協議会に出席をさせていただいております。この中では一番年も若く、若輩者ではございますが、委員長ということでございますので、公平な立場で皆さんの意見をお聞きをして、合併協議会の方にご意見まとめたものを提出をさせていただくということで考えておりますので、皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

○野澤朗事務局次長 それでは、武田様、お願いいたします。

○武田一也副委員長 座ったままで失礼いたします。今ほど辞退を申し上げたわけでございますけれども、たつてということで副委員長の重責をお受けしたわけでございますが、商工会の会長として実は2期務めさせていただいたわけでございますけれども、なかなか大島といいますと、今度は合併しても一番最南端といいましょうか、端になるわけでございます。本当に合併1市13町村の中でも一番小さな村になろうかと思っております。いろいろなご意見をお聞きしながら、立ちおくれぬように村でも頑張っていきたいというようなことで日夜お話し合いをしているわけでございますが、皆様方からより一層ご支援を賜りまして、ひとつこの重大な責を全うしていければなというふうに考えておりますので、何分ともひとつご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○野澤朗事務局次長 ありがとうございます。

それでは、上越地域合併協議会小委員会規程によりまして、議長は委員長より行っていただくということになっております。委員会の進行を委員長からお願いしたいと思っておりますので、委員長、よろしくお願いいたします。

○山岸孝博委員長 それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

○橋爪法一委員 提案があるんですけど…。

○山岸孝博委員長 はい、どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川の橋爪なんですけど、よろしくお祈いします。この小委員会、みんなよく顔を知って、仲よく頑張っていかなきゃなりませんので、できたら簡単に自己紹介それぞれしたらどうでしょうか。

○山岸孝博委員長 それでは、そのようなお話も実は前段で少しお話をさせてもらっていましたんで、それでは時間も限りありますので、簡単に自己紹介の方をしていただければと思っております。

じゃ、塚田委員の方から。

○塚田新平委員 名立町市町村合併審議委員の塚田でございます。よろしくお祈いいたします。

○秦野兵司委員 同じく名立町の副議長をしております秦野でございます。よろしくお祈いします。

○石塚賢委員 三和村合併推進協議会の委員の石塚でございます。よろしくお祈いいたします。

○稲垣健一委員 三和村の議会議員の稲垣でございます。よろしくお祈いいたします。

○武田和信委員 清里の商工会を通じまして、住民代表ということで出席をしております武田です。よ

ろしく申し上げます。

- 中村良平委員 清里村の議会の副議長しております中村でございます。よろしくお願いいたします。
- 田中幹夫委員 板倉町の住民代表で出てきております田中でございます。よろしくお願いいたします。
- 武藤和男委員 板倉町議会議員の武藤です。よろしくお願いいたします。
- 塚原登委員 中郷村商工会の代表しております塚原と申します。よろしくお願いいたします。
- 荒川正尊委員 中郷村の議会代表の荒川です。よろしくお願いいたします。
- 中村睦男委員 吉川町の住民代表、中村でございます。よろしくお願いいたします。
- 橋爪法一委員 吉川町の橋爪です。本業は牛飼いです。生まれは大島村です。
- 松縄武女委員 頸城村の松縄です。よろしくお願いいたします。
- 井部辰男委員 頸城村議会の副議長の井部です。よろしくどうぞお願いします。
- 小池吉則委員 大潟町の区長会代表の小池です。よろしくお願いいたします。
- 村山尚祥委員 大潟町議会議長を務めています村山です。よろしくお願いいたします。
- 佐藤洋一委員 柿崎町の住民代表の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 平野誠市委員 同じく柿崎町の副議長の平野でございます。よろしくお願いいたします。
- 金井純委員 牧村の住民代表の金井と申します。よろしくお願いいたします。
- 太田修委員 牧村の議会議員、太田でございます。よろしくお願いいたします。
- 早川与五郎委員 大島村の議会議員、早川与五郎です。よろしくお願いいたします。
- 大滝勉委員 浦川原村の住民代表の大滝勉です。よろしくお願いいたします。
- 武藤政義委員 浦川原村の議会の武藤政義です。よろしくお願いいたします。
- 北島敬子委員 安塚町の北島敬子と申します。よろしくお願いいたします。
- 志賀賢一委員 同じく安塚町の議会議員、志賀賢一でございます。よろしくお願いいたします。
- 保坂いよ子委員 上越市の住民代表で出ております保坂でございます。きのう吉川町の高校へ行ってきました。子供たち素直ですばらしい学校だなと思いました。同じ仲間としてうれしかったです。
- 田村恒夫委員 上越市議会副議長の田村恒夫です。よろしくお願いいたします。
- 山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

本日全委員の出席ということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして早速進めさせていただきたいと思いますが、上越地域合併協議会小委員会規程第10条の規定により準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により、今回の議事録の署名人の委員を上越市の田村委員、そして安塚町の志賀委員、両名をそれぞれ指名をさせていただきます。よろしくお願いいたします。



2 審議内容の説明 (1) 自治基本条例について

- 山岸孝博委員長 まず初めに、審議内容の説明ということで、自治基本条例についてというものをです。事務局より説明をよろしくお願いいたします。
- 野澤朗事務局次長 それでは、よろしくお願いいたします。この自治基本条例につきましては、ほかの案件でありますと合併協定書に記載する文章の案が小委員会にかけられまして、それについていかがかというのを議論していただくのが他の小委員会でございますけれども、この委員会はそうではございませんで、自治基本条例について話し合いをしていくという小委員会でございます。そして、先ほど委員長がおっしゃいましたけれども、そこで話し合いがされた結果を協議会に報告をしていくというのがこの会の趣旨でございます。

そのときの議論の一つの大きな枠組みといたしましては、前回皆様方でお決めをいただきました自治基本条例の委員会への付託事項、すなわちまず棒読みさせていただきますけれども、自治基本条例とは一般的に自治体のいわば基本法として他の条例や各種計画などの策定指針となる基本条例としての性格を持つものであるということ、また住民の権利を明確にし、自治体の組織運営に関する基本的事項を網羅した総合条例としての性格を持つものであるということ、そのことを踏まえ、合併協

議会においては全国の先進的な例などを参考にしながら上越市にふさわしい自治基本条例の制定について議論するという、そして引き続き上越市において制定に向けて取り組みを進めるというふうな大きな枠組みとして示されてございます。このことに、枠組みに乗りながら、また皆様方で一つ一つ議論を積み重ねていただければというふうに思っておりまして、基本的にはこのような議論の審議の内容だというふうに思っておりますので、ご報告を終えさせていただきます。

○山岸孝博委員長 ただいまの説明につきましてご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 自治基本条例についてということでございますが、ご質問がなければ3番の審議の方に移らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○

3 審議 (1) 審議スケジュールについて
(2) 審議内容について

○山岸孝博委員長 それでは、3番の審議の方に移らせていただきます。

それでは、まず1番目、審議スケジュールについてということでございます。

審議スケジュールにつきまして、事務局より説明をよろしくお願ひいたします。

○野澤朗事務局次長 それでは、きょうお配りいたしました紫のファイルを開いていただきまして、右の上の方に資料1と書いてあります小委員会審議スケジュール(案)というのをお開きください。

先ほど全体のご説明のときにも事務局長申し上げましたが、Aグループにつきましては原則合併協議会の日に小委員会を開催する、これ原則でございます。当然ながら審議をもう少ししようということになれば、この合間を縫って開催するというのも皆さんの合意の中で進めさせていただきたいというふうにも思っております。

それから、スケジュールとは直接関係いたしません、実は今回皆さんで協議会をつくっていただき、予算を策定していただいた段階で先進地視察という旅費をつけていただいております。皆様方からお決め、お認めもいただいております。今の状況で、全体の協議会で先進地視察というのは余り考えられない状況でございます。ぜひこの小委員会が議論をしていく過程で例えば先進地というものが想定されるような場合、また共同で勉強したいというような場合があれば、これもまた皆様の総意で私どもまた整理をさせていただいたり、準備をさせていただいたりというのものもあるのかなというふうには思っておりますので、そんなこともまた皆様方の頭の中に入れていただきながらご審議をいただければということでございます。

通常合併協議会は、先ほども大分ご注意を受けておりましたけども、事務局がご用意したものを決めいただくという一つの流れでございましたが、ここはまさに私どもは皆様がおっしゃっていただくような資料を用意するのが仕事でございます。ぜひ皆様方のご議論中心に会を進めていただいて、私どもがそのお手伝いさせていただくということでございます。

簡単にご紹介いたしますが、私どもこの作業の補助といたしまして上越市役所の中に創造行政研究所というシンクタンクがございますが、その研究員もあわせて皆さんにお力添えさせていただきたいということで、よろしくお願ひできればということをお願ひしておりますので、あわせてお願ひできればということでございます。

スケジュール等につきましては以上でございます。なお、1回の審議時間、別に制約しておりません。ご議論の中できょうはそろそろか、もうちょっとか、この辺はまた委員長さんにお任せをしながら進めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○山岸孝博委員長 それでは、今ほどの審議スケジュールについて何かご質問ございませんでしょうか。基本的な部分ということで、合併協議会時に行うということで、議論の状況によっては臨時といいますが、イレギュラーもその都度決めていくということでございますが、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、ないようでございますので、2 番の審議内容ということで移らせていただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、続きまして審議内容について事務局よりまたご説明の方よろしくお願いたします。

○野澤朗事務局次長 きょうは初回でございます。どうしてもちょっと説明が多くなって恐縮でございますが、きょうお配りした資料に沿いまして、この小委員会、一定の審議の方向性が皆様方でご確認できればと思っております。

はぐっていただきますと、縦横大変迷ったんですが、小さい資料よりも大きい方がいいと思ひまして、A3 判で縦書きになっております。見にくいところはお許してください。右上に資料 2 と書いてございます。自治基本条例の事例という整理表を私どもつくらせていただいております。これは、またご議論の過程の中で自治基本条例というものはどういうものがあるのかというような議論や、またお勉強していただくということも含めまして整理させていただきました。

自治基本条例と一般的に申し上げますと、名前としてはそういうことでございますけども、自治基本条例と言われている枠組みの中に、この表の左側ごらんいただきたいんですが、いわゆる自治基本条例の中でもまさに自治基本条例と言うべきもの、それが A というくりでございます。これは、制定済みが 10 市町でございます。区もございまして、ここの中に新潟県吉川町というのがございます。橋爪さんもご出席でございます。策定の中心になられた委員さんもこの委員会に属しておられますので、非常に心強いところでございますが、そこも含めましてそういう条例があるということでございます。右側は大きいくりで言いますと、その条例で何を定めているか、これが地域運営の原則でありますとか、権利、役割、責務、手続の保障、その他という大きいくりの中で 1 番から 17 番までおおむねの内容にその条例がどういうものを定めているかというものを定性的に拾ったものでございます。これなかなか解釈がございまして、若干違うんじゃないかという区分もあるかもしれませんが、そのような整理をさせていただいているものでございます。それから、今検討中だというところが以下、下にございます。また、私ども上越市も検討段階に今入ろうというところにはありますが、ここには載せてございません。

それから、自治基本条例の中に住民参加条例というの、これは一つのカテゴリーと申しませうか、一つの種類としてございます。そういうものがこずっくりとあるわけでございますけども、住民参加条例の中でもまちづくり条例とか協働条例と言われているもの、それから市民参加条例、これ中段ほどでございます。それから、下の方にいきますと、NPO の支援というようなことを定めた条例というものがございます。はぐっていただきますと、真ん中ほど、住民投票、それからパブリックコメントの手続条例、こういうものもあるところでございます。それから、それらの検討中のところがその下にございますということでございます。

それから、理念条例というのはまちづくりをしていく上で、市政を進めていく上で、住民が、また自治体がいろんな意味で理念を共有し合うということで理念条例というのもございます。

したがいまして、この中からどういう条例を目指していくのかということと、今右側に 1 番から 17 番までございますけども、その中の何を規定していくのかということと、またもう一つ極めて重要なのは、じゃあ、これからの新しい時代、先ほども市長がいろいろなまちづくりの考え方、方向性も発言されましたし、また地域協議会等々のこともございます。そういうことで申し上げますと、14 市町村が合併をしてできる市であればこそ、今までの概念では決め切れなかったこと、すなわち 1 番から 17 番にはない何か新しい項目を決めていく必要があるのかどうかということも、これはぜひまた皆さんで議論していただいでこそ、極めて実のある条例になるのかなというふうに思っております。と申しますと、今までの自治基本条例という枠にとらわれずに、本当に必要なものをみんなで検討していくというのが一つのこの会としての方向性かなというふうに思うところでございます。

それから、はぐっていただきまして資料 3、これまた横になって恐縮でございますが、先ほど申し上げた自治基本条例のいろいろな制定の例の中のまさに自治基本条例というもののまとめたものでございまして、一番左肩、ニセコのまちづくり基本条例、これがいろんな意味で一つの先駆になったわけでございますけども、平成 13 年 4 月 1 日の施行だということでございます。ただ、つくり方として町外の有識者、専門家、自治体職員ネットワークというのがあるんでございますけども、そういうもの、それから大学の先生方の議論がかなり中心になった。また、そうでないと、なかなかつくれなかったというところかなというところでございますが、4 年に 1 度の見直し条項等々も入れるなど非常に斬新な条例であるという評価をいただいた条例でございます。

以下、制定の時系列に従いまして兵庫県宝塚、生野町、会津坂下、鳩山町ということで右側に行くに従いまして新しくなっております。制定経過のところごらんいただいて、特に何か書いてあるところは、その制定の経過に特徴的なことがあった場合に記載をさせていただいております。例えば兵庫県生野町であれば、2 年間にわたりまして策定をしてきたということが書かれているわけでございます。裏側いっていただきますと、清瀬市から、羽咋市、杉並区ということで、伊丹市までこれも時系列で左から順番に並んでございます。15 年の 10 月 1 日には 1 度に三つの自治基本条例が制定されているということでございます。

この中で吉川町さんの場合でございますが、特筆すべきことは議員発議と。議員の方々が発議をされたということでは全国初でございます。その辺の特徴的な部分もございまして、条例としての内容につきましては、それ以降に北海道ニセコ町から今ご紹介したすべての条例の文章、条例文が私の方できょうコピーをして今お手元に届けてございます。これもまたごらんになっていただいて、まちづくり条例、もしくは自治基本条例というものはどういうものなのかというようなところをこれまたよくよくお読みをいただく中で、一つずつまたイメージをつくっていただければというふうに思っているところでございます。

次の資料 4 をちょっとごらんいただきたいわけでございます。これすみません、また縦長で恐縮でございます。実は、上越市には自治基本条例という名前の条例は今現在ございません。しかしながら、先ほどのご説明をいたしました自治基本条例で定めている内容につきまして既に条例、憲章制度がございます。それを整理したのがこの資料 4 でございます。先ほどの分類と同様、地域運営の原則、権利、役割、責務、手続保障、その他という分類にいたしまして、上から同じように 17 番まで書いてございます。一目瞭然でございまして、権利、役割、責務の行政、議会の役割と責務、市民の権利と責務、事業者の権利と責務、コミュニティとまちのかかわりの部分と住民投票の部分、それから当然ながらその他の部分が今ございませんというようなことがこれで見ていただけます。また、逆に申し上げれば、例えば手続保障で申し上げれば、行政手続条例は当然でございますけども、オンブズパーソン条例、パブリックコメント制度というものは、自治基本条例はございませんけども、かなり先進的に取り組んできてまいりました。また、財政の情報の公開、共有につきましても財務状況の公表に関する条例、それからバランスシートの作成と公開、行政評価におきましても行政評価システムの実施等々がその他ということでございますので、要綱等々でやっているということでございます。

したがって、これから先ほども申し上げましたけれども、どのような内容が今後の新しい上越市に必要なという議論をしていく際には、今現実に動いている上越市の制度の組みかえでございまして、今規則でやっているものを条例にどう書き込むかとか、そういうものもまた整理が必要になってくるというのがこの資料の 4 からご理解をいただければと思っております。一つの考え方として、例えば自治基本条例という名前はないのだけれども、今のこの上越市の状況の中でないもの、空欄になっているものを例えば条例や要綱で定める。住民投票は、条例でそういう制度をつくるということ。そして、最終的な理念、目的というのをさっきご説明した理念条例というものを定めて、総合的な中で自治基本条例と読み取るというのも一つの手法としてはございます。しかしながら、住民の皆様方やこれまでの協議の過程からいきますと、自治基本条例という名前の条例をどうするかというのが一つのテーマでございましたので、こちら辺はまた皆様方の議論の中で条例というものを一本化して整

理、制定するのか、不足分のところを何か埋めていくのか、この辺もまたご議論いただければというふうに思っているところでございます。

それから、最後、資料5でございますけども、これは直近の住民参加でつくりました男女共同参画基本条例、これは制定期間的には比較的短くて14年3月29日制定で、着手は13年1月でございます。13年1月に着手をいたしまして、14年の3月29日に制定をされた条例でございますけれども、例えば上越市が条例を引き継ぐと、その制定について上越市が引き継ぐとしたとしたら、引き継いだ後どういう形で検討されていくかということの一つのこれまでの上越市の例でございます。当然ながらこの自治基本条例の小委員会におきましては、条例の制定の方向性はもちろんでございますが、こういう作り方、過程、プロセス、手順みたいなものもまたご議論もいただきたいわけでございますし、当然ながらその手順の一つの中に、この間も答弁の中で申し上げましたけれども、廃置分合の申請の議決をお互いに終えて、合併がお互いには確定したというもし段階であれば、同じ市民という読み方でみんなで策定に着手するということも考え方の一つにはあるわけでございますので、そんなことも含めて作り方みたいなものもご協議いただければありがたいなと思っております。

今ご説明しました資料をまとめて整理いたしますと、この協議会で審議していただく、きょうはなかなか難しいもので、お互いの自治基本条例の委員会に参加した立場としてのいろんな意見交換になるか、その辺しかきょうはできないと思いますが、私どもの事務局の一つの問題提起といたしましては、今ほどお見せした資料等をもとにしていただきながら、上越市として先進的な事例を参考にしながら、上越市にふさわしい条例ということがこの役目でございますので、規定すべき内容でありますとか、その条例の方向性でありますとか、あり方、そして今現在上越市が持っている条例や制度との関係、そして実際につくるとしたらどういう作り方をつくっていくのかみたいなことの意見交換の中から何かしらの一つの方向性が生まれてくれば、大変実のある小委員会になるのではないかとこのように思っているところでございます。

私といたしましては、きょうご用意させていただいた資料は以上のとおりでございますが、もし後日、じゃ今の上越市のこの制度細かくお知りになりたいということであれば、またこれはご要望に応じて用意もさせていただきたいと思っております。

今とりあえずは資料の説明ということで終わらせていただきます。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今ほどの審議内容についての説明に対する質問ということでちょうだいいたしたいと思いますが、非常に内容が多くて何を質問したらいいのかというのがわかりづらいのかなんていうふうに私自身も聞いておまして、そんなふうに思ったのですが、何なりと感想等でも結構ですし、各委員の方から活発なご意見をちょうだいできればというふうに思いますが。

村山委員。

○村山尚祥委員 村山です。質問ということにならないと思うんですけど、実は私ども大潟町議会は名称は憲章条例という名前を使っていたんですが、ずっと1年以上かけて議員発議で審議してきましたが、昨年4月改選をもって一たん中断してしまして、その後合併協議の方に全力注いだため中断した経過あるんです。そういう意味であえて参考資料の中に加えてくれとは言わないんですけども、なぜこういう発言したかという、まさしく野澤次長が説明されましたし、私ども思いがあるのは、14の合併だということであれば、要するにこの自治体はどうやって構成しているんだという基本中の基本条例というものに今主眼を置いて実は大潟町のときにつくってきた。ということは、今出ている参考資料にはない形なんです。はっきり言えば、全くゼロからスタートとして、上越市ってどこにあるんだと。極端に言えば位置、日本の中のどこにあるんだと、東経何度。そこから始まって、どのぐらい面積あって、それはどういうエリアから、どういう形で構成されているというところから実はこれいいか悪いか別です。入った条例なんです。そして、今度そこにおける執行機関は何で、議決機関は何で、そしてまさしくこの合併協議の中で一番皆さんと協議したいのはそういう中での自治組織、まさしく自治体内自治組織、これが町内会という形の自治組織もあれば、一定的な自治組織もあるだろう

と。それを明確に基本条例に打ち出す姿勢を、本当に未熟でしたけども、大潟町議会は目指してきた。私は、合併というものの中における自治体基本条例にこだわって随分発言させてもらったのはまさしくその思いなんです。そのことが基本条例保障されてこそ、初めて編入される住民側の安心感につながるというのが正直言って私の思いです。そういう意味では、この論議の中にその点の視点を持って参加しているということの一つの認識で思っただけであればありがたいという意味と、何遍も本会議でも言いましたけども、そういう意味で、もちろん基本的には二つあります。今次長言ったように本当に自治体としての構成する基本の部分とまちづくりの参加、まちづくりの分二つあるんですが、私はこの中では基本の部分だけでも合併前にこの条例の中で保障するという部分につなげていただきたいと、こう思っております、感想という形になるんですけども。だから、そういう意味では本当に未熟なものですけども、形の上では中断となっておりますが、大潟町原案というものもあるということだけはお伝えしておいて、もし資料で欲しければ用意させてもらおう気持ちはあります。

以上です。

- 山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。基本の部分をぜひ何か一つつくり上げてということでございますので、今後またそのような方向でいきたいと思えますし、もし村山委員よろしければ次回資料をご持参いただくか、事務局の方に言って、用紙1枚いただければまた用意するかというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、そのほか何かございませんでしょうか。審議内容についてということで、ちょっとまとまりとした雰囲気になっておりますが、どうでしょうか。何なりとこんな部分もぜひ今村山委員の方からもう少し基本的な部分というものもぜひ盛り込んでほしいということで、その参考資料として次回ご提出いただければというふうなご意見をちょうだいしたわけですが。

小池委員。

- 小池吉則委員 今の状況ですと、何をどう話していいかちょっと糸口がつかめない状況ですが、私はこの次、次回の論議にもつなげるべくこの条例にどんな項目を盛り込んでいこうとするのか、その辺が一番基本になるんでないかというふうに考えますので、できれば参考資料でも出していただいておりますけども、資料2でいう、これは右手の上部に項目が17項目書いてあるというふうに言わせてもらった方がいいんでしょうか、この盛り込む項目についていろいろ意見を出し合っていったらいいんじゃないだろうかと、こういうふうにまず手始めとしてそのように考えるんですが、ただ何かないかということでは何となく何に絞って話を進めていいのかちょっとわかりませんので、できたらそういうふうに進めていただければと思いますが、進め方をひとつ論議していただきたい。

- 山岸孝博委員長 実は次回からか、もしくはきょう後半からそのようなお話でということ認識をしておるわけですが、(2)の審議内容についてという書き方自体が非常にわかりにくいということでございますが、ここの小委員会ではまず一つ項目についてももちろん協議、審議をいただくということで、あと自治基本条例の形、例えば先ほど事務局からの説明あったとおり、いろんな条例を包括した中で自治基本条例というふうにさせていただくというふうな、そういう場合もあるとか、もっと新しくつくるという場合もあると。その策定に当たっての手順というものもご協議いただきたいと。ただ、今お話ししているのは大きな枠組みでの内容ということでご理解をいただければというふうに思っているんですが、その大きな内容については大まかよろしいでしょうか。以上、大体そんな形で進めさせていただくということで、きょうは初回ということでございますので、余り内容についてまで議論が及ばないのかなというふうな事務局の考えだったようでございますので、大まかにつきましてはそのような形で項目だとか、形だとか、手順だとかということを決めていきたいということでご認識をいただいたというふうな形ではよろしいでしょうか。

保坂委員。

- 保坂いよ子委員 上越市の保坂です。お聞きしたいことがあるんですけども、この基本条例の目的というものを私たちは今ここでこの委員会でご考えて、そして条例の項目まで考えるのか、それからあとその先にその条例一つ一つの項目の中に入ってくる内容について審議するのか。その審議をするとき

に一体だれがする。この委員会ですか。じゃ、基本条例をつくりましょう。目的はこうなんですよということで、この項目でつくるならば、じゃ今度市民とか、いろんな男女共同参画の条例をつくる時私も参加したんですけれども、公募でもって選んでいくとか、そういった人たち、いろんな幅広い人たちが集まって条例の細かな部分をつくっていくのかと、その辺ちょっと聞かせていただきたいんですけれども。

○山岸孝博委員長 それでは、事務局の方から説明よろしくお願いたします。

○野澤朗事務局次長 そこは、いろいろな今この会として全体の総意がまだ十分でないと思っています。ただ、今私どもが議論の枠としてお示したのは、先ほどお示したことを踏まえて、全国の先進的な例などを参考にしながら、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について議論するというのを私どもとしては宿題としてこの委員会にいただいているんだと思います。そのことを上越市において制定に向けて取り組みを進めるんでございますので、5回になるのか、皆様方の議論の中で7回になるのか、8回になるのかわかりませんが、その中でこの自治基本条例というのが少なくとも合併協議と並行して話し合われて、こういう条例がまさに14で合併する市には必要であるという共通認識ができて、その共通認識というのは当然ながらこういうことで必要だから、必要だねという共通認識の上に立つわけでございますから、先ほど村山委員もおっしゃったとおりどのようなことを決めていくのかということも議論をしていただきたいと。ただ、今保坂委員おっしゃったように実際の条例の案文を草起委員会のように作り上げていくというのは、やはりこれは閉鎖的なたまたま合併協議会に集まった皆様方というメンバーでございますので、これは失礼は承知で申し上げますけども、やはりそこは実際に合併をした後とか、する前、それはまた別でございますが、そういうつくりたいという住民の皆様が開かれた中でやっぱりつくるべきだというふうに考えておりますので、その辺は議論をしながらみんなで確認し合っていくのかなと、事務局としてはそう思っておりますので、この辺は皆様方まず十分議論をしていただいて、認識を同一なものにしていただいて、進んでいただければと思います。きょうは、どうぞこの会に寄せる皆さん方の思い、せっかく準備会から合併協議とは別でもこの会はやるよということで作った会でございます。自治基本条例について関連なご意見をお聞きした中で、また委員長と相談して次回の議論の論点をお持ちして次回に臨みたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山岸孝博委員長 井部委員、どうぞ。

○井部辰男委員 頸城村の井部です。私も準備会のおかげで、基本条例は法定協の論議と並行してぜひ進めてくれと。そのとき事務局では、物理的な面もあって素案まで全部できるということは不可能だろうと、こういう答弁もありましたんで、骨格でもいいから、基本条例をつくらうというところで進めてほしいということをお願いしたんです。その思いというのは、せっかく今14市町村一緒になって21万の市民が参画をする新市をつくらうと。そして、その新市の建設計画が今提案をされているわけですから、そこには21万新たな市をつくらうまちづくりの基本的な考え方もきちっと載っているわけです。それを私は条例として作り上げていきたい。残していきたい。そして、この建設計画に基づく新しい市をこの条例のもとにつくっていきこうと。これが協働の一つのこれからのまちづくりになるだろうと。そういう面からすれば、まちづくりのいろんな論議もあると思うんですが、新市建設計画の骨格をみんなでもう一回条例としてどういうふうに項的に当てはめていって、そして今市の中にあるいろんな条例も含めてそれらを一緒に総合的にできるか、できないか、ここら辺からまず入った議論を進めていったらいかかというふうに思っているところでございますんで、きょうすべてここで、じゃこうしようということではできないと思っておりますんで、私はそういう考えを持っておりますんで、また皆様方ご議論をいただきながら、次回から具体的にどうするか進めていったらいかかというふうに思います。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

橋爪委員。

○橋爪法一委員 ちょっと回り道になるかもしれませんが、ここでもって話し合いをするというこ

とになれば、やっぱりそれぞれの委員さんが14の市町村集まったまちづくり、どんなまちにしたいのかというのをきょうの会長さんみたいに難しくいっぱいしゃべらんでもいいですから、やっぱり一言、二言でもいいから、みんな出し合って、そこから出発した方がいいかもしれません。そういう自分自身の思いが入っていかないと、形式的な議論になってしまうような気がします。ですから、きょうはちょっと無理かもしれませんが、次回あたり自分が思っていることをきょうの資料なんかも参考にしながら、どうでしょう、思い切り全員からしゃべってもらったら。

○山岸孝博委員長 稲垣委員。

○稲垣健一委員 私三和村の稲垣なんですが、提案なんですが、今資料の4番、上越市における十七つの項目に当てはまるような条例等の分類があるわけです。これ13町村にも全く同じものがあると思うんです。それは、やはりその地域の特性を生かしたものが網羅されていると思いますので、そのことをどういうふうに分類するかは事務局にお任せしたいんですが、その資料をぜひ私は一つのたたき台としては欲しいと、こう思っております。

○山岸孝博委員長 事務局、よろしくお願いします。

○野澤朗事務局次長 それでは、わかりましたと簡単に言えるかどうかわかりませんが、それぞれの町村にどういう今取り組みの対応があるかということはずっと整理できると思います。問題は、それをコピーをして皆さんにお届けするということになりまして、ちょっと順次お時間をいただきながら、これ多分ファイルが積み重なることになるかもしれません。この辺は、またご相談させていただきながらと思っております。

○山岸孝博委員長 それでは、調べてということでございますので、よろしくお願いいたします。

ご意見をちょうだいしたいということでございますが、この小委員会全体の進め方等をきょうは主にご議論をいただくというふうなのがいいのかなというふうに思ひまして、実は私もきょう午前中にそんな内々にお話をいただいたばかりなもので、何をどうしていいのやらという部分もありますので、ぜひこんなふうな進め方がいいんじゃないかということをそれぞれご意見をいただいて、次回までにもう少し事務局の方と小委員会の全体的な流れみたいなものを皆さんの方にご提示していきたいというふうに思いますが、全体的な部分で先ほど保坂委員の方からは目的だとか、そういうもののお話もございましたが、そういう全体的な部分で何かご意見ちょうだいできればというふうに思いますが。

北島委員。

○北島敬子委員 済みません、せっかく新しいまちづくりに、上越市になるんですから、やっぱり基本条例はつくるべきだと、こう先ほどからお話を聞いていて思いました。そして、せめて先ほど事務局の方から上越市の詳しいものもあるから、欲しければ上げるよというようなお話もあったように思いますので、次回はせめて上越市の詳しいものがあればいいのかなと。それで、また私たちがそれからいろんなことを考えられるんじゃないかしらというふうなことを先ほどからお聞きして考えていましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○山岸孝博委員長 それでは、事務局、詳しいものということでございますので、先ほど稲垣委員の方からは各市町村のというものもございましたが、できるだけそのような形で対応していただければというふうに思います。

その他。

秦野委員。

○秦野兵司委員 秦野ですが、私はせっかくこれ見ますと、規則というのがどうもかた苦しい。しかも、優秀な作文的な規則が多いものでございますが、新しい市をつくるんだから、まずもとになるのがランドデザインといいますか、それを基本に挙げて、それについては今度はあの中に三つか四つの地域別に分けた農山村がどうか、四季がどうかありますが、そういうものの今度は具体的な活動といいますか、組織的なものも書くようにした基本にしていただければありがたいと。議会がこう

あるべきだとか、何があるべきだとか、あるものもありますが、それも必要かと思いますが、私はさっきそちらの方でありましたように 14 カ市町村が一つのグランドデザインに基づいて新市をつくらうといているわけですが、そういう総則は今言った理想にさせていただきまして、あとについては各地区の振興はどういうふうにして、どういうふうな住民参加を持っていくかというものをもう少し具体的に突っ込んでいった基本構想にさせていただけばありがたい、ひとつ私の希望でございます。以上です。

○山岸孝博委員長 わかりました。ご意見として、きょうのところはいろんなご意見をいただいた中で次回までにそのもろもろのご意見をまとめた資料を提出できればということかというふうになっておりますので、何なりとご意見を、この基本条例に対するおのおの委員の思いだとか、そういうものでも結構かなというふうに思いますし、ぜひこういうものは盛り込んだ方がいいんじゃないかということも含めましてご意見をちょうだいできればと思いますが、まだ 5 時前でございますので、もう少しご意見ちょうだいしたいというふうに思っております。

○野澤朗事務局次長 ちょっと皆様方にお聞きをしたいところでございます。小委員会といいますと、このような進行になってしまいます。条例についてもちょっとフリーに考えようということになると、ワークショップ形式というのもございます。ただ、小委員会規程という規程の中でそういうことになりますと、例えば小委員会は小委員会でここ 1 日のお時間、2 時間用意されたとすれば、小委員会ここで閉じて、あとはワークショップ形式に話し合っ、次回またそれを小委員会でという、同じメンバーなんですけども、決めるものと議論をして、頭やわらかい中で議論していくことと整理する時間を分けながらちょっと進まないが無理かなというのが私は思っていたんですけども、きょうの運営も含めてやっぱり小委員会でマイク持ってしゃべることになると、なかなか意見もお出しになりにくいでございますし、その辺のことも含めて私どもでもう一度考えさせていただければ、また私どもの方で工夫もさせていただきたいと思っておりますし、なるべく形にこだわらない中で、委員の皆さんがいいとおっしゃれば私は協議会では認めていただけると思うんですが、その辺も含めてちょっと提案させていただきますが、いかがでございましょうか。

○山岸孝博委員長 村山委員。

○村山尚祥委員 何でもしゃべりなさいとのことで申しわけないんですけど、何度もこだわりますが、この協議会でやる小委員会なんです。合併協議会の中の小委員会ということになって、先ほど井部委員も言われましたけども、ともかく骨格という感覚から入っていかないと、条例をつくる、いいまちづくりをするというのは次長が言うように新市の中で本当に住民参加でいいと思うんです。私ら議会で今議員の立場で言えば、条例というのは常に改正できるんです。住民参加とか、一緒のこやるとびにつくる時期が延びるとというのが一番困ることなんです、逆に言えば。そういう意味では、骨格ということに主眼を置いていただいたところからスタートして、時間に余裕あったら細部に入ると。細部は、大体今先ほど秦野委員言われましたけど、いい言葉なり、大体そんなに内容変わってこないんです。問題は、項目にどういう理念を盛り込むかだと私は思っています。そういう意味では、小池委員が提案しましたけども、できるなら私は事務局の方で、今これだけの資料がある中を整理して基本条例出すのに、極端に言えば全国の全部の見本を羅列する中で、第 1 章にはどういうのが載っていると、第 2 章ではどうなっていたとか、项目的なものを羅列して載せていただければ、それを見ながらこの協議会が取捨選択して行って、そして骨格ができて、その骨格の中から今度また細部へ入っているという手法にさせていただければ、私はそんな会議日数ないから、会議時間とっていらんないから、本当は最後の条文的なものとか、まちづくりの精神だとか、手法なんていうところまでいけないと思うんです。そういう意味では、こういう資料の出し方、非常にありがたいんで、上越市としての基本条例つくるとしての盛り込むべきものの数を限定しないで、想定されるもの全部まず盛り込んでみるという資料でも出していただけたらと、ちょっと勝手なお願いですけど、そう思います。

○山岸孝博委員長 早川委員。

○早川与五郎委員 これは、新しい新市の憲法だと思うんです。ですから、粗削りに余り詳細にしないで

て、例えば今後条例を制定するについてもこれに抵触するような条例は無効だと言われるぐらいのしっかりした位置づけにすると。そして、これから合併に向かうわけですから、皆さんの懸念もこういう中に粗削りでいいから、押さえていくということにすればみんなの疑心も、今までの村はこうだったんだけど、新しいまちになったときにはどうなるんだろうという心配もこういうことに参加することによってだんだん合併がしっかりしていくというふうにしていった方がいいんじゃないかと。憲法という位置づけにして、そして上越市ではいろいろな項目が全部ある。でも、一冊として一覽性に欠けるという面があるんです。だから、そういうこともそういう先進的なものも既にあるわけですから、余り詳細に細かにしてしまうのでなくて、ごくぼんぼんと、そしてそれがすべてのもとになるというふうにされたらいかかなと。私の意見です。

山岸孝博委員長 ご意見どうもありがとうございます。その前に、村山委員の方から資料の件でのお話がありました。

○野澤朗事務局次長 まず、村山委員のおっしゃった部分がどこまでできるかわかりませんが、資料3は一応第1章からそれぞれどういうことが定めてあるかというのは一応整理はしてございます。今ちょっと私お聞きして思ったのは、例えば理念性がどうも皆さんの望まれているところでは理念性が強いのかなとか、規範性が強いのかなとかという思いもちょっとお聞きしました。今度次回の資料としては、そういう条例の大きな種類別といいましょうか、規範性が強いものと弱いもの、理念性が強いものと弱いものみたいな、じゃどの辺をねらいますかというのが何かわかるようなものもお出しさせていただければと思います。ただ、私たち役人はゼロからつくるというのはなかなかできません。皆様方の言葉をきっかけにして資料をつくらせていただくというのが仕事でございますので、きょうまでもしご発言されていない方いらっしゃれば、できるだけ多くの言葉をいただければ資料もまたつくりやすくなりますので、ぜひまたご指導お願いいたします。

○山岸孝博委員長 武田委員。

○武田和信委員 済みません、清里の武田です。合併に対して地域差といいますか、いろいろ差はあるんですけど、その辺はともかくとして、ぜひ委員の中で検討していただきたいのは、やっぱり14市町村合併して地域差なく皆さんがこれこそ上越21万みんな平等だというような考え方のことがあれば、委員の皆さんから一つでも二つでも提案してどこかここへ盛り込んでもらいたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○山岸孝博委員長 ご意見ということでちょうだいしました。その他ございませんでしょうか。

小池委員。

○小池吉則委員 会議の進め方で、先ほど事務局の方から提案された方法を私はやっぱりとっていただきたいと、こういうふうを考えます。マイクを議事録とはいえ一つ一つ回されたら、これ幾ら時間あっても討議の時間がとれません。ですから、できたらフリーに討議をする時間を設けて、その仕上げを議事録をとる形でまとめると、そういうひとつ会議の進め方をさせていただきませんか。ひとつ検討お願いしたいというふうに思いますが。

○山岸孝博委員長 それでは、次回からもう少し審議のポイントというものの詳細に絞っていかないと、ご意見をちょうだいするといってもなかなか難しいのかなというふうに思いますし、絞った中で逆にもう少し意見が出やすいような手法をグループ幾つかに分かれてお話をしてもらった結果をまた持ち寄っていただいて、それを議事録というふうな形の中でお話をさせていただきますし、もう少し資料もポイント、ポイントで絞った内容の資料ということで提出の方、事務局の方でまたよろしく願いいたします。大体今ご意見いただいて、きょうのところは全体の会の進め方というものと基本条例の考え方、委員自身が思われている思いだとかという部分をお話をいただいて、今後の方針を次回からの進め方、そして審議、協議のポイントなんかをその中から精査していきたいというふうな、そんな会議になったかなというふうに思いますが。

秦野さん。

○秦野兵司委員 分かれてやることはいいんですが、私の議会やっておりますが、同一の問題を分けて

しまつて、今度はおのおの小委員なら小委員がまとめて出てこられた場合にだれがどう調整するか。また、同じ審議したやつでまたおらこう思う、われ思うとなるんじゃないかなと。だから、小委員に分けることはいいんです。ただ、話題の出し方をどういうふうに分けていくかをしていかないと、同一議題を問題を分けてやったら、それしかもここでいいことは各町村から内容が出てきておりますので、分け方もそういうふうにしてもいいんじゃないかというのを考えております。

○山岸孝博委員長 わかりました。

井部委員。

○井部辰男委員 だから、そういうきちつと議会の方でとり入れている手法というのは、委員会があつて、そして委員会よりもう少しフリーな論議をするときには協議会に変えるんです。協議会は、議事録をとらなくていいんです。フリーに論議をしていただいて、また議事録をとるときは委員会に変えると。こういう議会は手法をとり入れているので、そういうふうに委員会で議事録をとってきちつと議決をしていくときにはそれなりの委員会に戻して、それでフリーな論議をするときは協議会みたいなものにしてやっていくような手法を考えたらどうですか。

○山岸孝博委員長 ご意見ということで、事務局の方よろしいでしょうか。

○野澤朗事務局次長 私どももそれが一番いいというふうに思っておりますので、先ほど提案させていただいたところでございます。ただ、ルールがございましたので、私先ほども注意深く申し上げましたのは、委員の皆様がいいとおっしゃればというのはこれあくまで委員会でございますので、そういうことであればひそかな形にさせていただきたいと思ひます。今回いろいろお話もいただいておりますし、また今のようにお話をいただく中で幾つかの資料を出させていただきます。その中でこういう資料に載っていかうとか、もっとこういうふうにしていかうというのは逐次また精査されていくものと思ひますので、最初は散らばるだけ散らばつた議論の中から生まれていくのかなというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○山岸孝博委員長 それでは、会議の進め方につきましては事務局の方でまた少し考えていただいて、まず次回の委員会の一番先にこんな形で進めさせていただくということを委員の皆様にお聞き申し上げて、それから進めるような手法をとらせていただきたいと思ひますし、協議のポイントを余り大きくしないで、第1回目、第2回目とどんな形で進んでいければいいなという、そのあらかたのものもぜひ事務局の方と私もちつと入つた中で次回ご提案申し上げたいというふうに思ひますので、そんな形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

4 その他

○山岸孝博委員長 それでは、審議ということではなくて、第4番のその他というところに入りたいと思ひますが、その他何かお持ちの委員の方おられましたら、ご意見なり、ご感想なりちょうだいしたいと思ひますが。

早川委員。

○早川与五郎委員 視察研修ということちつとおっしゃつたんですが、そういうお金の面とか、それはこれからこういうスケジュールの中に入れていただけるんですか。

○山岸孝博委員長 事務局の方から説明よろしくお願ひします。

○野澤朗事務局次長 先ほども申し上げたとおりお金はございますので、皆様方の議論が高まつて視察に行つてこようということであればご用意はさせていただきたいと思ひます。それも含めて、また皆様さんご議論させていただきます。

○山岸孝博委員長 それでは、その他ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 事務局の方から何か。

武藤さん、どうぞ。

- 武藤和男委員 自治グループのこれ日にち書いておりますが、主に午前だとか、午後とか、どっちかで分けていただければありがたいなと思いますが。
- 野澤朗事務局次長 合併協議会の会議のルールの一つが午後2時からということの一つのルールにこれまで行ってきております。できれば、それを統一した中で午後2時からという形でやろうかというふうには思っております。ただ、これは今度小委員会がスタートしますと、それぞれの委員会ごとにまたご協議いただく場面も出てくるやに思います。いずれにしても、29名全員がそろそろ日程を調整していくというのはこれかなり難しいことだと思いますので、ここは大きくりの中で議論させていただければと思っております。
- 山岸孝博委員長 田村委員。
- 田村恒夫委員 このスケジュールの中で29日、Aグループ、Bグループあります。これは、どういう手法でやるかちょっと。
- 野澤朗事務局次長 29日の次回の協議会なんですけど、実は決定事項が本日提案した農業委員会と事務事業だけでございます。それから、提案事項も事務事業だけでございまして、所要時間多分合併協議会の方はそんなにかからないであろうという想定しております。ですので、この小委員会2こまを1時間半ぐらいでとれば可能かなという中で二つ、1回Aグループをやった後Bグループということが可能ではないかという今設定をしているところでございます。当然Aグループの方の協議が長引いて、それどころじゃないということになれば、その時点でまた考えさせていただくということで今は協議させていただければと思っております。
- 山岸孝博委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 山岸孝博委員長 その他事務局の方からはございませんでしょうか。
- それでは、何か資料とか、準備等が整わない中で第1回目の小委員会ということで、皆様にとちょっとストレスのたまった会議になったのかなんていうふうに反省をしておりますが、以上で第1回目の自治基本条例に関する小委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでございました。

午後5時10分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規程第10条において準用する、上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 上越青年会議所直前理事長

上越市議会副議長

安塚町議会議員